

（教育職員）（専修）（一種）（二種）免許状

本籍地	氏名	(旧姓)	(通称名)	年 月 日生
授与権者	印	授与権者	印	
授与条件	(番号)	年 月 日	(記)	

右の者に（教育職員免許法）（第 条）の定めるところにより（左記の教科について）（教育職員）（専修）（一種）（二種）免許状を授与する。

備考

一 記載は、次に定めるところによるものとする。

ア 「教育職員」の箇所には、「小学校教諭」、「中学校教諭」、「高等学校教諭」、「特別支援学校自立教科教諭」又は「特別支援学校自立活動教諭」のように記入すること。

イ 本籍地については、都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）を記入すること。

ウ 教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百二十二号。エにおいて「昭和三十六年改正法」という。）附則第六項の規定による免許状の授与の場合は、「教育職員免許法」の箇所は、「教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百二十二号）」と記入すること。

エ 免許法第十六条、第十六条の二、附則第八項若しくは附則第十一項又は昭和三十六年改正法附則第六項の規定による免許状の授与の場合は、「第 条」の箇所は、それぞれ「第十六条」、「第十六条の二」、「附則第八項」若しくは「附則第十一項」又は「附則第六項」と記入すること。

オ 「（左記の教科について）」の箇所については、特別支援学校の教員の免許状の場合にあつては「左記の領域について」と、免許法第十六条の四第一項の規定による免許状の場合にあつては「左記の事項について」と、教育職員免許法施行規則第六十三条の二の規定による免許状の場合にあつては「左記の自立活動について」と記入し、教科等の定めのない免許状の場合にあつてはこの箇所を設けないこと。

カ 教科等の定めのない免許状の場合は、「（記）」の欄は設けないこと。

キ 「番号」の欄には、免許状授与の年度及び免許状の種類を略記し、年度ごとに番号を改め、一番から追番号をもつて記入すること。

ク 「授与条件」の欄には、次の事項について記入するものとする。

（ア）専修免許状にあつては、教育職員免許法施行規則第七十二条第二項に規定する大学院での専攻（十二単位以上単位を修得した分野がある場合には当該専攻に加えて当該分野を記入することができる。）

- (イ) 単位の修得を条件とするものについては、修得科目の種類及びその単位数、修得した学校又はその他の教育機関の名称
 - (ウ) 学校又はその他の教育機関の卒業又は修了を条件とするものについては、その学校又はその他の教育機関（学部、学科等を含む。）の名称、卒業又は修了の年月日
 - (エ) 教員資格認定試験の合格を条件とするものについては、その実施機関、合格証書の番号及び年月日
 - (オ) 特別支援学校の教員の免許状にあつては、新教育領域の追加の定めを行った年月日（特別支援教育領域ごとに記入する。）
 - (カ) その他授与権者において必要と認める事項
- 二 免許状の書換え又は再交付の場合は、その旨並びに書換え又は再交付の年月日及びその理由を記入するものとする。
- 三 授与条件については、免許状の裏面に記載することを妨げない。